

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成14年11月から15年2月までは18万円、同年3月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月1日から15年4月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が間違っていることが判明した。当時の給与支払明細書を保管しているので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成14年11月から15年2月までは18万円、同年3月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和53年4月から54年3月までは12万6,000円、同年4月から55年3月までは13万4,000円、同年4月から56年3月までは14万2,000円、同年4月から57年3月までは15万円、同年4月から58年3月までは16万円、同年4月から60年3月までは17万円、同年4月から62年4月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和53年4月から62年4月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月4日から62年5月1日まで

申立事業所に勤務していた期間の標準報酬月額の記録から計算される厚生年金保険料と実際に給与から控除されていた厚生年金保険料の額が相違している。

昭和52年の給与支払額は12万円、53年以降の給与支払額及び厚生年金保険料控除額は提出した給料支払明細書のとおりであるので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち昭和53年12月から58年10月までの期間及び同年12月から62年4月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、53

年12月から54年3月までの期間は12万6,000円、同年4月から55年3月までの期間は13万4,000円、同年4月から56年3月までの期間は14万2,000円、同年4月から57年3月までの期間は15万円、同年4月から58年3月までの期間は16万円、同年4月から同年10月までの期間及び同年12月から60年3月までの期間は17万円、同年4月から62年4月までの期間は18万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち昭和53年4月から同年11月までの期間及び58年11月に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給料支払明細書等の資料は無いが、申立人及び同僚から提出された給料支払明細書から、事業主は、毎年4月から翌年3月までの期間、同額の標準報酬月額に基づいて求められる厚生年金保険料を控除していたことが推認できることから、53年4月から同年11月までの期間は12万6,000円、58年11月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明である旨回答しているものの、申立期間のうち、昭和53年4月から62年4月までの期間について、給料支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、給料支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和52年4月から53年3月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給料支払明細書等の資料が無いほか、申立事業所に照会したところ、「当時の保険料控除等を確認できる資料は無い。」との回答を得ている上、同社の元事業主及び元経理担当者に厚生年金保険料控除の取扱い等について照会するも供述を得ることができなかった。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月10日

A事業所に勤務していた期間の平成15年6月10日に支給された25万円の標準賞与額の記録が無い。

保険料控除額が確認できる期末明細書（平成15年6月10日支給）があるので、標準賞与記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

期末明細書及び貸金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 12 月 26 日から 46 年 3 月 31 日まで
② 昭和 49 年 12 月 14 日から 50 年 4 月 21 日まで

私は、昭和 45 年 5 月から 52 年 12 月まで、A社の重機運転手として、道内から関西方面まで大手企業の工事現場で働いていた。

また、申立期間①は、B工事現場で従事していたことを覚えており、申立期間①及び②にA社を退職したことはないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間の特定ができない上、雇用保険の記録も確認できない。

また、申立期間①前後にA社において厚生年金保険の加入記録が有る 30 人（申立人を含む）のうち 7 人は、申立期間①に加入記録が有るが、当該 7 人は、事業主、一般事務員及び企業体事務補助係であり、申立人と異なる業務に従事していたと推察される。

さらに、残る 22 人については、申立人とほぼ同期間の未加入期間が有り、このうち証言を得られた同僚のほとんどは、現場の所長、代理人、主任及び重機運転手など工事現場担当の従業員であったことに加え、「このころ冬期間は、道内に仕事が無いため、一旦退職扱いとなり、翌年春に再雇用されていた。」と供述しているところ、A社が創業して最初の冬を迎えた昭和 42 年から 45 年までは、経営者及び経理事務担当者の 2 人を除いて、全ての従業員が、毎年冬期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、オンライン記録と符合している。

加えて、B工事を依頼していた工事主は、「B工事現場は、昭和45年当時、特別な事情が無い限り、冬期間も工事を行っていたが、当時委託していた業者や現場担当者などを記載した資料は残っておらず、詳細は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人は、A社を昭和49年12月13日に離職し、50年4月21日に再就職していることが確認でき、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、申立期間②前後にA社において厚生年金保険の加入記録が有る44人（申立人を含む）のうち33人が、申立期間②とほぼ同期間、厚生年金保険に未加入となっており、残る10人は継続して加入しているが、このうち事務担当の同僚からは、申立人が働いていた記憶は有るものの、申立人の給料から厚生年金保険料が控除されていたかどうかの証言を得ることができなかった。

さらに、A社は既に解散し、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 16 日から 47 年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の資格取得日が厚生年金基金の加入日と同じ日になっているが、基金加入の際に、掛金が今までよりも増えるという説明を受けており、この時点では既に厚生年金に加入していたはずである。
雇用保険の加入も昭和 46 年 4 月 16 日となっており、厚生年金保険も同時に加入したと考えられるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間にA社（現在は、B社）に勤務していたことは確認できるものの、申立人が所有する厚生年金基金加入員証によると加入員資格取得年月日は昭和 47 年 11 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、B社本社に照会したところ、「申立期間当時の人事記録等の関係書類は廃棄済のため詳細は不明だが、営業員等の入退社が激しかったので、厚生年金保険の加入時期は社員によって一律ではなかった。」との回答を得ている。

さらに、申立人は、「厚生年金基金に加入する際に、保険料の負担が今の掛金より少し増えると説明され、その金額が 400 円くらいだったことから基金に加入することを決めた記憶がある。」とし、申立期間は厚生年金保険の加入期間だったと主張しているところ、A社の厚生年金基金加入日は昭和 45 年 4 月 1 日のため、申立期間に厚生年金保険のみに加入することは考え難い。

なお、申立人は、自身より半年前に入社した同僚の当該事業所における厚生年金保険の加入記録が訂正されたことを挙げているものの、当該同僚の記

録は、厚生年金基金加入員証の加入員資格取得年月日より厚生年金保険の資格取得日が後になっていたため、加入員取得日に合わせて訂正されたものであり、申立人の申立内容とは異なっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。